

令和元年度

# 監 査 年 報

令和2年9月



茅ヶ崎市監査委員

## はじめに

本市では、茅ヶ崎市監査委員条例第1条の規定により3名の監査委員が選任され、行政の公正と能率を確保することを目的として、地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、例月出納検査及び決算審査等を行っています。

令和元年度は、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為について、基本原則を定めた茅ヶ崎市監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）を策定しました。

各監査の状況としては、定期監査では、予算の執行及び所管業務等財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として事務・事業を抽出し、4月から1月まで12部局38課かいを対象に定期監査を実施しました。対象部局が異なるので単純な比較はできませんが、今年度の指摘事項は24件で、前年度の25件に比べ1件減少しました。

また、学校の定期監査では、予算の執行事務が適正に執行されているかを主眼として、10月から2月まで小学校10校、中学校6校を対象とし、そのうち小学校5校と中学校3校については、薬品、備品、消耗品及び学校施設の管理状況についても監査を実施しました。今年度の指摘事項は15件で、前年度の18件に比べ3件減少しました。

例月出納検査では、主として現金と出納簿の帳尻との照査、帳尻と諸書類の照合及び預金通帳等の確認をした結果、いずれも計数的に正確なものと認められました。

財務事務に関しては今後も、担当職員への継続した研修のほか、中間の承認者や決裁を行う管理職に対する研修を充実し、職員一人一人が適正な事務執行に努め、公正で合理的かつ能率的な行政運営の推進が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により今後の財政状況の見通しが不透明である中で、職員一人一人が厳しい財政状況や本市の進めている取組を十分に認識し、財政の健全化に向けた財源確保や経費の削減に努めるなど、全職員が一丸となり効率的で効果的な行政経営を着実に行うよう、これまで以上に積極的に取り組むことが求められます。

この度、令和元年度における監査の実施状況及び監査の結果等を取りまとめ、「監査年報」を作成しましたので、本市の監査の現況を理解する一助として参考にしていただければ幸いです。

令和2年9月

茅ヶ崎市監査委員

## 目 次

### ◇ 監査の概要

1 監査の結果	・・・・・・・・・・	2
2 監査の観点	・・・・・・・・・・	2
3 監査の実施状況	・・・・・・・・・・	2

### ◇ 令和元年の監査結果

1 定期監査	・・・・・・・・・・	6
2 定期監査（学校）	・・・・・・・・・・	3 2
3 財政援助団体等監査	・・・・・・・・・・	3 7
4 例月出納検査	・・・・・・・・・・	4 0
5 決算審査	・・・・・・・・・・	6 4
6 健全化判断比率等審査	・・・・・・・・・・	6 8

### ◇ 茅ヶ崎市監査委員監査基準の策定

茅ヶ崎市監査委員監査基準	・・・・・・・・・・	7 3
--------------	------------	-----

## ◇ 監査の概要

### 1 監査の結果

令和元年度に実施した監査の結果は、次のとおりです。

定期監査	指摘事項なし	21課	指摘事項あり	17課
定期監査（学校）	指摘事項なし	8校	指摘事項あり	8校
財政援助団体等監査	指摘事項あり	3件		
例月出納検査	指摘事項なし			
決算審査	指摘事項なし			
健全化判断比率等審査	指摘事項なし			

### 2 監査の観点

監査委員の役割は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものです。

令和元年度は、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する事務事業の執行について、公正・公平で、かつ合理的・効率的に運営されているかを監査するとともに、違法性の指摘だけでなく、再発防止の指導に重点を置いた監査を実施しました。

また、監査に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意しました。

### 3 監査の実施状況

各監査の実施状況は、次のとおりです。

#### (1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施しました。対象部課はいは、原則隔年とし、対象年度は平成30年度分としました。

対象部局・期間

市民安全部 4/1～5/31

防災対策課、安全対策課、市民相談課

企画部 4/22～7/1

企画経営課、行政改革推進室、秘書広報課、広域事業政策課、情報推進課、施設再編整備課

都市部、会計課 8/1～10/3

都市計画課、都市政策課、景観みどり課、建築指導課、開発審査課、会計課

こども育成部、議会事務局、農業委員会事務局 9/2～10/31

子育て支援課、こども育成相談課、保育課、議会事務局、農業委員会事務局

総務部 10/1～11/26

行政総務課、職員課、市民自治推進課、文書法務課、市民課  
小出支所

福祉部、選挙管理委員会事務局 11/1～12/26

福祉政策課、保険年金課、生活支援課、障害福祉課、高齢福祉介護課、選挙管理委員会事務局

文化生涯学習部、下水道河川部 12/2～1/31

文化生涯学習課、スポーツ推進課、男女共同参画課、下水道河川総務課、下水道河川建設課、下水道河川管理課

(2) 定期監査(学校)(法第 199 条第 4 項)

小学校、中学校の予算の執行及び収入・支出事務並びに財産の管理事務については、対象年度を平成30年度分とし、10月～2月に実施しました。

対象は、次の16校です。

小学校 10校・・・茅ヶ崎小、西浜小、小出小、梅田小、香川小、  
柳島小、円蔵小、東海岸小、緑が浜小、汐見台小  
中学校 6校・・・松林中、松浪中、鶴が台中、浜須賀中、中島中、  
円蔵中

(3) 財政援助団体等監査(法第 199 条第 7 項)

財政的援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせているものに対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ

効果的に行われているかの監査を実施しました。

対象年度は、平成30年度分としました。

出資団体に係るもの

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

(4) 例月出納検査(法第 235 条の 2 第 1 項)

会計管理者及び企業出納員の保管する現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。)の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかの検査をしました。

(5) 決算審査(法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項)

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかの審査を実施しました。

(6) 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項)

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかの審査を実施しました。

◇ 令和元年度の監査結果

## 1 定期監査

茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和元年6月5日

茅ヶ崎市監査委員  
同

森 誠一  
池田 雄二郎



1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
市民安全部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 令和元年5月31日（金）

6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 防災対策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 安全対策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 市民相談課

〈行政書士相談に関する協定書〉

暮らしと事業の相談における行政書士の派遣についての謝礼は、協定書

と異なる方法で支払いをしていました。

〈平成30年度茅ヶ崎市消費生活法律相談業務委託外1件〉

(1)平成30年度茅ヶ崎市消費生活法律相談業務委託

(2)平成30年度茅ヶ崎市消費生活相談員等に対する法律相談  
業務委託

以上2件は、契約書に添付されている支払予定表と約款内容に相違  
がありました。

茅ヶ崎市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和元年7月3日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
企画部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 令和元年7月1日（月）

6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 企画経営課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 行政改革推進室

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 秘書広報課

〈茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載契約〉

茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載契約について、契約書の決裁手続き中に

納入通知書を発行していたものが2件ありました。

〈姉妹都市経済団体交流事業補助金〉

姉妹都市経済団体交流事業補助金について、茅ヶ崎市企画部秘書広報課所管に係る補助金交付要綱別表1では、事業に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とすると規定されていますが、1,000円未満の端数を切り捨てずに支払いをしていました。

(4) 広域事業政策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(5) 情報推進課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(6) 施設再編整備課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和元年10月8日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
都市部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 令和元年10月3日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 都市計画課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 都市政策課

〈茅ヶ崎市コミュニティバス車体広告の掲載〉

茅ヶ崎市コミュニティバス車体広告の掲載について、茅ヶ崎市コミュニティバス車体広告掲載取扱要綱と異なる運用をしていました。

(3) 景観みどり課

〈沿道景観形成事業費補助金〉

茅ヶ崎市都市部景観みどり課所管に係る補助金交付要綱の沿道景観形成事業費補助金について、期日までに交付されていない補助金が3件ありました。

(4) 建築指導課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(5) 開発審査課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。



- 1 監査等の種類  
定期監査
- 2 監査等の対象  
会計課
- 3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。
- 4 実施内容（監査の対象項目）
  - (1) 予算の執行に関する事務
  - (2) 収入に関する事務
  - (3) 支出に関する事務
  - (4) 契約に関する事務
  - (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
  - (6) 工事に関する事務
  - (7) 財産の管理に関する事務
- 5 監査等の実施場所及び日程
  - (1) 場所 監査委員室
  - (2) 日程 令和元年10月3日（木）
- 6 監査等の結果又は審査意見  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。
- 7 各部課かいの監査結果  
会計課  
〈非常通報装置保守点検委託業務契約書〉  
契約書の金額表記に誤りがありました。

茅ヶ崎市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和元年11月6日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
こども育成部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 令和元年10月31日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 子育て支援課

〈児童手当支払通知書封入封緘業務委託〉  
契約書の金額表記に誤りがありました。

〈子育て短期支援事業〉

茅ヶ崎市子育て短期支援事業実施要綱では、利用の承認を行った利用者から利用の変更の申請があった時は、茅ヶ崎市子育て短期支援事業利用変更可否決定通知書により申請者に通知することとなっていますが、通知が行われていませんでした。

〈私立幼稚園等就園奨励費システム保守業務委託〉

私立幼稚園等就園奨励費システム保守業務委託では、契約約款と異なる方法で支出していました。

(2) こども育成相談課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 保育課

〈放課後児童クラブシステム元号変更対応委託業務 外1件〉

1 放課後児童クラブシステム元号変更対応委託業務

2 茅ヶ崎市立浜須賀保育園駐車場交通誘導警備業務委託

以上2件は、茅ヶ崎市契約規則第24条第1項（契約の手続）では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

〈茅ヶ崎市一時預かり事業運営費補助金 外1件〉

1 茅ヶ崎市一時預かり事業運営費補助金

2 茅ヶ崎市届出保育施設保育料補助金

以上2件の補助金について、期日までに交付されていないものがありました。

〈茅ヶ崎市放課後児童交流事業委託業務 外1件〉

1 茅ヶ崎市放課後児童交流事業委託業務

2 茅ヶ崎市長期休暇対策事業委託業務

以上2件の委託業務の精算額について、算定方法の確認を一部行っていないませんでした。

1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
議会事務局

3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 監査委員の除斥  
議会事務局の監査においては、議員選出の監査委員である岸正明委員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、除斥としました。

5 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

6 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 令和元年10月31日（木）

7 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

8 各部課かいの監査結果

議会事務局

〈会議録検索システムデータ作成委託〉  
契約書の金額表記に誤りがありました。

- 1 監査等の種類  
定期監査
  
- 2 監査等の対象  
農業委員会事務局
  
- 3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。
  
- 4 実施内容（監査の対象項目）
  - (1) 予算の執行に関する事務
  - (2) 収入に関する事務
  - (3) 支出に関する事務
  - (4) 契約に関する事務
  - (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
  - (6) 工事に関する事務
  - (7) 財産の管理に関する事務
  
- 5 監査等の実施場所及び日程
  - (1) 場所 監査委員室
  - (2) 日程 令和元年10月31日（木）
  
- 6 監査等の結果又は審査意見  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。
  
- 7 各部課かいの監査結果  
農業委員会事務局  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和元年11月29日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
総務部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 令和元年11月26日（火）

6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 行政総務課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 職員課

〈産業医報酬〉

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第1条第2項（報酬）では、「年額で定める報酬は年度末に、月額で定める報酬はその月の21日までに、日額で定める報酬は職務に従事した都度支給する。」と規定されており、また、茅ヶ崎市非常勤嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例第1条第2項（報酬）において、報酬の支給の



期日及び方法は、その規定を準用するとされていますが、日額で定める産業医報酬について職務に従事する前に支給しているものがありました。

(3) 市民自治推進課

〈事業計画書の提出〉

茅ヶ崎市民活動サポートセンターの管理運営に関する協定書第12条（事業計画書の提出）では、「毎会計年度開始前に管理運営業務に関する事業計画書を委託者に提出し、委託者の承認を受けなければならない」と規定されていますが、定められた期日までに事業計画書が提出されていませんでした。

(4) 文書法務課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(5) 市民課

〈証明書等自動交付事務委託 外1件〉

- 1 証明書等自動交付事務委託
- 2 マイナンバーカードアプリケーション搭載サービス利用

以上2件は、契約の手續に不備がありました。

(6) 小出支所

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和2年1月7日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
福祉部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 令和元年12月26日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 福祉政策課

〈民生嘱託員の費用弁償〉

民生嘱託員の費用弁償において、出張旅費の過払いが1件ありました。

(2) 保険年金課

〈特定保健指導（動機付け支援）業務委託 外1件〉

1 特定保健指導（動機付け支援）業務委託

2 特定健康診査業務委託

以上2件について、予定価格調書の作成を契約日以降に行っていました。

(3) 生活支援課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(4) 障害福祉課

〈障害者団体バス借上事業補助金〉

障害者団体バス借上事業補助金において、補助金支出の手続きに不備があるものがありました。

〈重度障害者住宅改修費補助金〉

重度障害者住宅改修費補助金において、茅ヶ崎市福祉部障害福祉課所管に係る補助金交付要綱と異なる運用をしていました。

(5) 高齢福祉介護課

〈茅ヶ崎市介護保険料納入通知書（特別徴収・口座振替分）封入封緘業務委託〉

茅ヶ崎市介護保険料納入通知書（特別徴収・口座振替分）封入封緘業務委託において、契約書の契約金額に誤りがありました。

- 1 監査等の種類  
定期監査
- 2 監査等の対象  
選挙管理委員会事務局
- 3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。
- 4 実施内容（監査の対象項目）
  - (1) 予算の執行に関する事務
  - (2) 収入に関する事務
  - (3) 支出に関する事務
  - (4) 契約に関する事務
  - (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
  - (6) 工事に関する事務
  - (7) 財産の管理に関する事務
- 5 監査等の実施場所及び日程
  - (1) 場所 監査委員室
  - (2) 日程 令和元年12月26日（木）
- 6 監査等の結果又は審査意見  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。
- 7 各部課かいの監査結果  
選挙管理委員会事務局  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和2年2月4日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

## 1 監査等の種類

定期監査

## 2 監査等の対象

文化生涯学習部

## 3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

## 4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

## 5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 令和2年1月31日（金）

## 6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

## 7 各部課かいの監査結果

### (1) 文化生涯学習課

〈茅ヶ崎市民文化会館管理運営業務 外2件〉

- 1 茅ヶ崎市民文化会館管理運営業務
- 2 茅ヶ崎市民美術館管理運営業務
- 3 茅ヶ崎市民茶室・書院管理運営業務

以上3件について、協定書に定められている事業計画書等が提出されていませんでした。また、事業報告書・業務報告について、協定書に定められている期日までに提出されていないものがありました。

(2) スポーツ推進課

〈体育施設使用料過年度還付金〉

茅ヶ崎市財務規則第98条では、「資金前渡者は、その用件の終了後7日以内に精算命令を作成し、証拠書類を添えて、直ちに会計管理者に送付しなければならない。」と規定されていますが、体育施設使用料過年度還付金について、その用件の終了後7日以内に精算命令を作成していませんでした。

(3) 男女共同参画課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。



- 1 監査等の種類  
定期監査
- 2 監査等の対象  
下水道河川部
- 3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。
- 4 実施内容（監査の対象項目）
  - (1) 予算の執行に関する事務
  - (2) 収入に関する事務
  - (3) 支出に関する事務
  - (4) 契約に関する事務
  - (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
  - (6) 工事に関する事務
  - (7) 財産の管理に関する事務
- 5 監査等の実施場所及び日程
  - (1) 場所 監査委員室
  - (2) 日程 令和2年1月31日（金）
- 6 監査等の結果又は審査意見  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。
- 7 各部課かいの監査結果
  - (1) 下水道河川総務課  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。
  - (2) 下水道河川建設課  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。
  - (3) 下水道河川管理課  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

## 2 定期監査（学校）

茅ヶ崎市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和2年2月18日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

## 1 監査対象の学校

### (1) 小学校

茅ヶ崎市立茅ヶ崎小学校  
同 西 浜小学校  
同 小 出小学校  
同 梅 田小学校  
同 香 川小学校  
同 柳 島小学校  
同 円 蔵小学校  
同 東海岸小学校  
同 緑が浜小学校  
同 汐見台小学校

### (2) 中学校

茅ヶ崎市立松 林中学校  
同 松 浪中学校  
同 鶴が台中学校  
同 浜須賀中学校  
同 中 島中学校  
同 円 蔵中学校

## 2 監査の期間

令和元年10月18日から令和2年2月12日まで

## 3 監査を行った監査委員

監査委員 森 誠一  
同 池田 雄二郎  
同 岸 正明

## 4 監査の方法

この監査は、平成30年度の再配当予算の執行及び令和元年度における所管の業務が適正・効率的に執行、管理されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

## 5 監査の対象項目

- (1) 再配当予算の執行に関する事務
- (2) 薬品の管理に関する事務
- (3) 消耗品の管理に関する事務
- (4) 備品の管理に関する事務
- (5) 施設の管理に関する事務

※(2)(3)(4)(5)においては茅ヶ崎小学校、西浜小学校、小出小学校、梅田小学校、香川小学校、松林中学校、松浪中学校、鶴が台中学校において実施しました。

## 6 監査の結果

今年度対象となった小学校と中学校における定期監査の結果、再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていましたが、事務処理及び所管業務の適正化に向けてより一層の努力をしてください。

## 7 各学校の監査結果

### (1) 小学校

#### ア 茅ヶ崎小学校

学校管理費の消耗品費で平成30年10月5日に起票された支出負担行為書起票番号57に添付されている「カラスいけいけ（カラス対策ごみネット）」の見積書には、代表者名が記載されていませんでした。

#### イ 西浜小学校

(ア) 薬品受払簿の受払印がすべて押印されていませんでした。

(イ) 放送室の放送機器一式（備品番号282、平成21年5月25日購入）は、備品整理票が貼付されていましたが、内容の記載がありませんでした。

#### ウ 小出小学校

薬品受払簿に記載されている数量と実際の数量が合致しないものがありました。

#### エ 梅田小学校

1階の東階段横に設置されている掃除用具入れについて、転倒防止の固定がされていないものがありました。

#### オ 香川小学校

(ア) 薬品受払簿に記載されている数量と実際の数量が合致しないものがありました。

(イ) 消耗品の受払簿に記載されている数量と実際の数量が合致しないものがありました。

#### カ 柳島小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

キ 円蔵小学校

- (ア) 学校管理費の消耗品費で平成30年4月2日に起票された支出負担行為書起票番号1に添付されている「カラスいけいけ（カラス対策ごみネット）」の見積書の日付が前年度となっていました。
- (イ) 特別支援学級関係経費の報償費で平成30年6月4日に起票された支出負担行為書起票番号1に添付されている「Tシャツ」の見積書には、代表者印が押印されていませんでした。

ク 東海岸小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

ケ 緑が浜小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

コ 汐見台小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

(2) 中学校

ア 松林中学校

- (ア) 学校管理費の消耗品費で平成30年9月25日に起票された支出負担行為書起票番号86に添付されている「自転車」の見積書には代表者名の記載がなく、代表者印の押印もありませんでした。
- (イ) 学校管理費の燃料費で、「プロパンガス」の支出負担行為書12ヶ月分すべてについて、支出負担行為書に記載されている検収日及び納品日が検針日と異なっていました。
- (ウ) 放送室の両袖型音響装置（備品番号220、平成9年6月24日購入）は、備品整理票が貼付されていませんでした。
- (エ) 北棟1階の東及び西昇降口に設置されている掃除用具入れについて、転倒防止の固定がされていないものがありました。

イ 松浪中学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

ウ 鶴が台中学校

- (ア) 学校管理費の消耗品費で平成30年11月2日に起票された支出負担行為書起票番号96に添付されている「自転車」の見積書には代表者名の記載がなく、代表者印の押印もありませんでした。

(イ) 学校管理費の消耗品費(学務課分)で平成30年4月2日に起票された支出負担行為書起票番号1の「中学保健ニュース」は、見積書の添付がありませんでした。

エ 浜須賀中学校  
再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

オ 中島中学校  
再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

カ 円蔵中学校  
再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

### 3 財政援助団体等監査

茅ヶ崎市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和2年3月31日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

1 監査等の種類  
財政援助団体等監査

2 監査等の対象  
財政援助団体  
公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の方法  
この監査は、平成30年度に執行した財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務及び当該補助金の支出事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程  
(1) 場所 監査委員室  
(2) 日程 令和2年3月27日（金）

6 監査等の結果  
補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

7 各対象の監査結果  
財政援助団体  
公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

所管課 福祉部高齢福祉介護課

指摘事項

〈補助事業等の経費配分〉

茅ヶ崎市福祉部高齢福祉介護課所管に係る補助金交付要綱第4条第1項（交付条件）では、「補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。」と規定されていますが、法定福利費の経費を給料手当へ承認を得ずに流用して事業を実施していました。



財政援助団体 公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

指摘事項

〈補助事業等の経費配分〉

茅ヶ崎市福祉部高齢福祉介護課所管に係る補助金交付要綱第4条第1項（交付条件）及び茅ヶ崎市企画部企画経営課所管に係る補助金交付要綱第4条第1項（交付条件）では、「補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。」とそれぞれ規定されていますが、どちらも補助事業等の経費の配分の変更をしたにもかかわらず承認を得ずに流用して事業を実施していました。

〈被服貸与〉

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター職員被服貸与規約第12条では、「所属長は、被服貸与簿を備え、貸与又は返納等の状況を記録するものとする。」と規定されていますが、規約と異なる運用をしていました。

4 例月出納検査

3 1 茅 監 第 6 号  
平成31年4月25日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 池田 雄二郎  
同 広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成31年3月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成31年4月25日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

平成31年3月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

元 茅 監 第 1 0 号  
令和元年5月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 池田 雄二郎

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成31年4月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 令和元年5月31日（金）

6 監査等の結果又は審査意見

平成31年4月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

元 茅 監 第 1 8 号  
令和元年7月1日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和元年5月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程  
(1) 場所 監査委員室  
(2) 日程 令和元年7月1日（月）

6 監査等の結果又は審査意見  
令和元年5月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項  
なし

元 茅 監 第 2 4 号  
令和元年8月1日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。



1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和元年6月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 令和元年7月31日（水）

6 監査等の結果又は審査意見

令和元年6月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

元 茅 監 第 3 4 号  
令和元年9月2日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和元年7月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 令和元年8月28日（水）

6 監査等の結果又は審査意見

令和元年7月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

元 茅 監 第 3 9 号  
令和元年10月4日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和元年8月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 令和元年10月3日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

令和元年8月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

元 茅 監 第 4 6 号  
令和元年 1 1 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和元年9月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 令和元年10月31日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

令和元年9月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

元 茅 監 第 5 2 号  
令和元年 1 1 月 2 9 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。



1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和元年10月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 令和元年11月26日（火）

6 監査等の結果又は審査意見

令和元年10月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

元 茅 監 第 5 6 号  
令和 2 年 1 月 6 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和元年11月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 令和元年12月26日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

令和元年11月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

元 茅 監 第 6 2 号  
令 和 2 年 2 月 3 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和元年12月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 令和2年1月31日（金）

6 監査等の結果又は審査意見

令和元年12月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

元 茅 監 第 6 9 号  
令 和 2 年 3 月 2 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和2年1月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 令和2年2月27日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

令和2年1月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

元 茅 監 第 7 3 号  
令和 2 年 4 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。



1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和2年2月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 令和2年3月27日（金）

6 監査等の結果又は審査意見

令和2年2月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

5 決算審査

2 茅監第 27 号  
令和 2 年 8 月 19 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

令和元年度茅ヶ崎市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の  
審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された令和元年度茅ヶ崎市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに証書類を審査したので別紙のとおり意見を提出します。

## 1 審査の対象

- (1) 各会計歳入歳出決算
  - 令和元年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算
  - 同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
  - 同 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
  - 同 介護保険事業特別会計歳入歳出決算
  - 同 公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
- (2) 決算附属書類
  - 令和元年度茅ヶ崎市一般会計特別会計決算事項別明細書
  - 同 一般会計特別会計実質収支に関する調書
  - 同 財産に関する調書

## 2 審査の期間

令和2年7月16日から令和2年8月18日まで

## 3 審査の方法

各会計歳入歳出決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が法令で定める様式を基準として作成されているかの確認
- (2) 令和元年度の財務関係事務を対象として実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参考にした関係書類の計数照合
- (3) 予算の執行が適正かつ効率的に行われているかの検証
- (4) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、法令に規定された様式に従って作成されており、その計数は歳入簿、歳出簿その他の関係諸帳簿と符合し、正確なものと認めます。また、予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認めます。

2 茅監第 28 号  
令和 2 年 8 月 19 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

令和元年度茅ヶ崎市公営企業会計決算の審査意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算及び茅ヶ崎市病院事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

## 1 審査の対象

- (1) 令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算
- (2) 令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計決算

## 2 審査の期間

令和2年6月11日から令和2年8月18日まで

## 3 審査の方法

決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が地方公営企業法第30条及び同法施行令第23条の規定に準拠して作成されているかの確認
- (2) 事業の経営成績及び財政状態が関係法令に基づき適正に表示されているかの確認
- (3) 会計処理が正確に行われているかどうかを確認するため、関係諸帳簿等の照合、点検及び関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令の規定に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されています。決算計数は関係諸帳簿と符合し正確なものでした。

6 健全化判断比率等審査

2 茅監第29号  
令和2年8月19日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

令和元年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和元年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

## 1 審査の対象

令和元年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

## 2 審査の期間

令和2年7月22日から令和2年8月18日まで

## 3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

ア 審査に付された令和元年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

健全化判断比率	元年度 (%)	30年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
実質赤字比率	—	—	11.41	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.41	連結実質赤字なし
実質公債費比率	0.7	0.5	25.0	
将来負担比率	48.7	48.9	350.0	

### (2) 個別意見

#### ア 実質赤字比率について

令和元年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス8.15%で、早期健全化基準の11.41%を下回っております。

#### イ 連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス19.70%で、早

期健全化基準の16.41%を下回っております。

ウ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は、0.7%となっており、前年度の0.5%と比較すると、0.2ポイント悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

エ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は、48.7%となっており、前年度の48.9%と比較すると、0.2ポイント改善しており、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。



2 茅監第 30 号  
令和 2 年 8 月 19 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 池田 雄二郎  
同 岸 正明

令和元年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和元年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

## 1 審査の対象

令和元年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

## 2 審査の期間

令和2年7月22日から令和2年8月18日まで

## 3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和元年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なもの認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

区 分	資 金 不 足 比 率			備 考
	元 年 度 (%)	3 0 年 度 (%)	経 営 健 全 化 基 準 (%)	
公共下水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0	資金不足なし

### (2) 個別意見

令和元年度茅ヶ崎市資金不足比率のうち公共下水道事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っており、良好な状態にあると認めます。

病院事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っているものの、資金剰余額は年々減少しています。「茅ヶ崎市立病院の経営改革について（茅ヶ崎市立病院リバイバル・ロードマップ）」における重要業績評価指標について、適宜状況を把握し、適切な取組を進めていくことを要望します。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

◇ 茅ヶ崎市監査委員監査基準の策定

茅ヶ崎市監査委員告示第4号

茅ヶ崎市監査委員監査基準を別紙のとおり定める。

令和2年3月10日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

## 茅ヶ崎市監査委員監査基準

### 第1章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、茅ヶ崎市監査委員監査基準（以下「本基準」という。）に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
  - (2) 行政監査 事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
  - (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
  - (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるか審査すること。
  - (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
  - (6) 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
  - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

## 第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

### 第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第13条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第14条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であること。
- (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認めら

れ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第15条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4) 決算審査に係る意見の決定

(5) 基金運用審査に係る意見の決定

(6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第16条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第17条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。